

札幌市長 秋元克広 様

2021年11月15日
日本共産党札幌市議会議員団
団長 村上 ひとし

2022年度予算に関する要望書

新型コロナウイルス感染者の初確認から1年9か月、ヨーロッパにおいて再拡大が進み、予断を許さない状況が続いています。

市長をはじめ市職員の方々の感染抑止の努力に敬意を表するとともに、収束と市民生活、市内経済の本格的な回復に向けた、さらなる施策を切望するものです。

新型コロナ感染を通して、医療や介護、保育などケア労働者の役割と重要さが改めて浮き彫りとなり、市民を支える現場への支援は、再拡大の抑止、収束にとって欠かせない課題となっています。

日本共産党市議団は今年3月、21年度予算の組み換えを求める動議を提出して、不要不急の事業を見直し、新型コロナ抑止対策への集中、くらしや医療、福祉、子育てを応援する予算の増額を提案しました。

市は、22年度予算編成にあたって、コロナ禍における実績を踏まえて事業を検証されていますが、引き続き、新型コロナ感染拡大の最前線で感染抑止、感染患者を支えるかけがえのない実績を残した分野と、困難に直面した市民の支援が切実に求められています。

また、気候変動対策として脱炭素・省エネ・再エネの推進、ジェンダー、平和都市宣言30周年の取り組みなど、新たに注目される課題への取り組みも急がれているところです。

予算要望の内容は、くらし、営業の立て直しにむけて、欠かせない課題です。

市民に希望と展望を与える市政の実現にむけて、新年度予算に反映していただけるよう要請するものです。

(1) 危機管理対策室

1. すべての地域避難所の立地状況を把握し、必要な耐震化や備蓄物資の配備すること。また、厳冬期の災害を想定した、基幹避難所へのジェットヒーター等の配備、環境整備を行うこと。また、避難所のプライバシー保護のため、パーテーションの備蓄数を増強すること。
2. 泊原発は再稼働せず、早急に廃炉の決断をするよう原子力規制委員会に意見をあげること。安定ヨウ素剤の備蓄、保管についてはUPZ外においても圏内と同様の対策を実施する自治体もあることから、国の見解によらず本市として検討すること。
3. 避難所以外の場所に滞在する「ネット環境がない」「ネットを利用できない」被災者にも避難所と同様に情報が届く体制をとること。本市が「安全であればマンションでの自宅避難等」とすすめていることから、管理組合などと連携すること。

(2) 総務局

1. 本市の市民千人当たりの職員数は政令市中15位（2019年4月）と少なく、コロナ禍では人手の足りない部局に応援に入っている。長時間労働を解消し、業務の専門性、継続性を担保するために、正職員を増やすこと。とりわけ、保健所の職員を増やすこと。
2. 障害者雇用促進法に基づく障がい者雇用の促進を計画的にすすめること。また、障害者差別解消法の理念に基づいた労働環境整備をすすめること。
3. 指定管理者制度において、賃金水準スライドを導入すること。指定管理者制度の検証をし、直営も含めて検討すること。
4. スマートシティ及びデジタルガバメント推進の基盤となるマイナンバーの交付体制強化のための事業や体制は見直すこと。
5. デジタル社会に対応した個人情報自己決定権や保護、プライバシー権を保障する市の条例、ガイドラインを作成すること。
6. 公共施設へのWi-fi環境を整備すること。

(3) まちづくり政策局

1. 都心アクセス道路事業の設計・調査を凍結し中止を決断すること。
2. 丘珠空港の将来像策定にむけては、滑走路延長ありきではなく、98年に住民と合意した基本的考えを踏襲し、幅広い市民の意見をきくこと。
3. 北海道新幹線トンネル対策土の受入候補地では、近隣住民が反対しているため、有害物質を含む掘削残土の処分地搬入は強行しないこと。環境破壊や健康被害への懸念が払しょくされないもとで工事の続行は許されず、2030年度開業ありきの工事をいったん凍結し、見直しを視野に市民的議論をおこなうこと。
4. 新幹線駅舎整備にともなう、東改札口は、駅舎など基本的な施設であり、同改札口整備に伴う交通広場の整備についても、JR北海道の意向による創成川以東への駅舎整備にともなうものであり事業主体の国・鉄道運輸機構が負担し市費は投じないこと。
5. 札幌駅交流拠点まちづくり推進の「北5西1・西2街区」については、JR在来線及び新幹線駅舎、バスターミナル、ホテルなどに加えて横断デッキなど駅周辺をつくりかえる総合開発事業であり、根拠に乏しい需要予測に基づいて進めることはやめ、MICEや

「丘珠空港の将来像」のようにコロナ収束後の一定時期に見直すこと

6. 民間再開発促進費は、「約 1000 億円の投資を誘発」という投資誘発効果を見込んでおり、公共的な位置づけでない事業への補助金投入は見直すこと。
7. 路面電車の延伸は、デマンド交通、水素燃料車両など新技術の導入を待つことなく、JR 札幌駅、苗穂駅、桑園駅、3 方面の延伸計画を早期に示すこと。JR 札幌駅南口広場に電停を設置すること。
8. 路面電車の定時性確保のため、南 1 条西 4 丁目から西 8 丁目までの区間については、積極的に北海道公安委員会と連携し、車両右折禁止にすること。上下分離後も安全運航のための指導を行うとともに、交通事業振興公社と一体に事故防止を図ること。
9. 民間バス路線の市民ニーズを積極的に把握し、便数削減などサービスを縮小することなく、バス会社と連携しバスネットワークの維持に努めること。バス停のベンチや上屋など待合環境は市が計画的に整えること。
10. 真駒内駅前地域の道警宿舍跡地とともに、道営住宅跡地についても本市が取得し、住居機能整備に取り組むこと

(4) 財政局

1. 資産のある企業から徴収する法人市民税の超過課税は、適用期限をまたずに国が定める上限 8.4%にして財源を確保すること。
2. アスベスト含有の市有施設について、専門家による調査を行い、劣化状況にもとづく改修を早急に行うこと。アスベスト含有建材の除去等をすすめるために必要な予算を確保すること。
3. 自衛隊基地交付金は、本来の固定資産税相当額との差額を引き続き国に求めること。

(5) 市民文化局

1. 市職員や市民へ、性的マイノリティに関する理解促進のための取り組みを進め、そのための必要な予算を確保すること。
 - ・ 女性に対するあらゆる暴力をなくす取り組みを強化し、DV被害などに対応する NPO 法人への支援を強めること。
 - ・ 女性の経済的地位の向上に向けた実態調査に取り組む施策を進めること。
2. あらゆる人権問題に対応する人権課を創設し、相談窓口を常設すること。ヘイトスピーチ解消法の趣旨に沿って、ヘイトスピーチ根絶のために人権啓発ポスターの張り出し個所を増やし、札幌市のホームページにも掲載すること。また、市民の人権意識を高めることにつながる人権に関する市民意識調査を実施すること。
3. 30 周年を迎える平和都市宣言の普及事業は、平和訪問派遣団の人数や対象を増やすなど、30 周年に相応しい取り組みとするため予算を増やすこと。平和首長会議に参加する札幌市長として核兵器禁止条約締約国会議へのメッセージ、および政府のオブザーバー参加を求めること。
4. アイヌの生活支援に取り組むこと。アイヌ女性の「複合差別」の実態を調査し、相談窓口を周知すること。また、学校においてアイヌの言語、文化・歴史を教える体制と水準を強化し、児童生徒の年齢に応じた学ぶ機会を広げること。活動の拠点である札幌市共

同利用館の建替えについては、アイヌ協会との協議を行い、具体化をすすめること。

5. 文化・芸術活動の再開や継続を支援すること。

(6) スポーツ局

1. 札幌ドーム周辺地域におけるスポーツ交流拠点基本構想（案）は、北海道日本ハムファイターズ移転を踏まえたものではないことから、札幌ドーム周辺の高次交流拠点への新たな施設建設は見直すこと。
2. 老朽化した藻岩山スキー場の北斜面ロッジは新設整備すること。また、ゲレンデから駐車場までの通路の安全対策を引き続き強化すること。
3. 2030年冬季オリ・パラは、市民の賛否を問う意向調査の結果がまとまるまでは、JOCやIOCなどとの協議、招致活動は中断すること。また、圧倒的な市民合意が得られない場合には、計画を白紙にすること。
4. スキー場リフト料金助成の全小中学生への拡大を継続するため予算化すること。

(7) 保健福祉局

1. ワクチン接種の促進とともに、新型コロナウイルス感染を広げないよう、医療、介護、福祉施設のPCRスクリーニング検査を継続するとともに、誰でもどこでも無料で受けられるPCR検査体制を整備すること。
2. 医療・介護・保育など、人と接することが避けられない仕事の従事者にインフルエンザワクチン接種費用を助成すること。
3. 保健所の機能と職員体制を充実させ、保健所の増設に向けて検討をすすめること。
4. 衛生研究所は、特殊で高度化する検査に対応する知識と技術の習得、経験の蓄積と研究・研修が十分に行える体制とすること。
5. コロナ患者入院の受け入れはもちろん、発熱外来、PCR検査、ワクチン接種などに協力していただいている上、地域医療を担う医療機関では、経営が悪化する状態が続いていることから本市独自でも支援策をおこなうこと。
6. 国民健康保険について、保険料を引き下げること。引き続き資格証、短期証の発行は行わないこと。
 - ・ 18歳以下の子どもがいる世帯の国保料軽減策について、引き続きすすめ広げていくこと。
 - ・ 医療費の一部負担金減免制度は、周知を徹底するとともに、対象者の引き下げをしないこと。また、保険料の滞納がある場合にも適用できるように要綱を改めること。
7. 無料低額診療制度は、利用状況を調査し、国の制度改定を待たず、本市独自で薬局にも適用させること。
8. 子どもの医療費助成を高校卒業まで対象を拡充させること。所得制限をなくし、初診料の一部負担を撤廃させること。

9. 特定健診、歯科検診の受診率を高めること。乳がん検診の対象年齢を拡大し、毎年受けられるようにすること。がん患者の医療用ウィッグの補助や本市独自に40歳未満の在宅がん患者支援を行うこと。産後の一か月検診の費用を、本市で助成し、母子ともに無料で受けられるようにすること。
10. 介護保険料の軽減を図り、経済的な理由で介護サービスを受けられないことのないよう、サービス利用料の本市独自の軽減策を講じること。介護保険料滞納者への給付制限は行わないこと。
11. 介護事業所などは深刻な人材不足であることから札幌市として人材確保への支援をおこなうこと。介護職員への本市独自の処遇改善とともに、ケアマネージャーを増やすこと。
12. 総合事業において、利用者の利用状況と事業者の運営状況について実態調査を行うこと。経営安定と、利用者へのサービス維持のための報酬単価の上乗せや加算を行うこと。
13. 低廉な家賃で入れる軽費老人ホームの整備を計画するとともに、特養ホームをさらに増設し待機者をなくすこと。
14. 市営住宅において看護・介護・障がい者支援事業所と連携した目的外使用を拡充すること。
15. 障がい者相談支援事業所の相談員は、引き続き増員すること。
16. 精神障がい者の運賃割引については、バス及びJRの割引についても事業者と協議をすすめる必要な支援策を検討すること。
17. 手話通訳者や要約筆記者の方など、意思疎通支援者が専門家として生活の見通しを持ちながらこれらの仕事に専念できる収入を保障すること。
18. 敬老パスの現在のサービス水準を維持するとともに、JRやタクシーでも利用できるよう制度を改善すること。
19. 市有施設や交通機関で点字の普及や磁気ループシステムの整備、通訳者の配置をすすめること。加齢性難聴などへ補聴器購入助成を行うこと。
20. 「福祉灯油」「あったか応援資金」など暖房費の一部補助を実施すること。所得に占める電気、ガス、暖房用燃油などへの支出割合を調べる、「エネルギー貧困」実態調査を実施すること。
21. 生活保護制度の周知ポスターを増やし、地下鉄駅などに掲示すること。生活保護申請時の民生委員への意見書の依頼と、親族への扶養照会をやめること。
22. 保護課ケースワーカーの増員と福祉資格者の割合を増やすこと。利用者が制度を知らないために不利益にならないよう、ケースワーカーが支援を受ける側に立って考える視点を職員研修や実践で取り入れること。
23. 食の安全を確保するため、食品衛生監視体制を強化すること。食品衛生監視員を増員し、抜き打ちを原則とし、法と条例などに基づく点検の厳正な実施を行うこと。

(8) 子ども未来局

1. 保育所や学童保育、その他児童福祉施設へのコロナ感染防止補助を引き続き行うこと。保育所で職員や保護者が検査できるよう唾液採取のPCR検査キットを備えること。

2. 2021 年度に行った子どもの生活実態調査・市民アンケート調査の子ども用アンケート項目から削除した設問「自尊感情指標」を改めて調査すること。
3. 児童相談所の児童福祉司の専門性や経験の蓄積を重視した人事配置とすること。児童心理司を増員すること。
4. 一時保護施設が不足し定員数を超過している実態から、第二児童相談所整備においては、余裕ある定数とすること。
5. 0～3歳未満の保育料を無償化すること。また、本市が実施している第2子の保育料無償化を無条件で行うこと。副食食材費については、保育料より高くなる世帯への支援を行うことと合わせ完全無償化を検討すること。
6. 認可保育園に対し、直接契約を可能とする認定こども園への移行を促すことはやめること。
7. 保育所委託費と市の補助金の算出方法について、各月の児童数を基準とするものに変更せず、これまで通り4月1日の基準とすること。
8. 保育士の就労継続支援事業を拡充し、処遇改善を図ること。
9. 待機児童の解消は、子どもの発達を促し補償する観点で、認可保育所の増設・整備を基本的に取組むこと。高架下やビルなどに保育所を設置しないこと。園庭に対する規制緩和を是正すること。
10. 保育所に延長保育の乳児加算を実施すること。また、一時保育の補助金（ゼロ歳児単価および障がい児単価）の引き上げを行うこと。生活保護法による被保護世帯および市民税非課税世帯からの延長保育料を徴収しないこと。
11. 認定こども園への改修の際には、食育の観点から自園調理を積極的に取り入れ、栄養士の配置をすること。
12. 民間学童保育について
 - ・ 家賃補助は補助基準が20年以上同額であることから、実態に見合った補助額や仕組みに改善すること
 - ・ 指導員の処遇改善を引き上げること
 - ・ 民間学童保育の運営費のさらなる引き上げを行い、「保護者負担の軽減と、低所得世帯への保育料減免制度を見直し拡充すること
 - ・ 小規模支援加算を拡充すること。
13. 児童会館、ミニ児童会館、学童保育等へのAEDを設置すること。
母子家庭支援施設は減らさないこと。老朽化している施設の改築を早期にすすめること。

(9) 経済観光局

1. 本市が補助金を出して誘致しているIT企業、コールセンター等では賃金の底上げを図るとともに、正規雇用の補助額をさらに引き上げるなど積極的な正規雇用への誘導策を拡充すること。

2. さっぽろコミュニティ型建設業推進協議会の運営にあたっては、本市も負担金を拠出するとともに、コーディネート事務局によるセミナーや相談会の「広報さっぽろ」への掲載を行うこと。
3. 基幹的農業従事者の減少が顕著なため、予算を拡充し就農者支援を強化すること。農業者への堆肥の供給などの支援をいっそう広げること。生産者の顔が見え、食の安全性が確保される「地産・地消」の取り組みをさらに推進すること。市民農園を増設すること。市有施設を活用した農産物の直売方式を拡大すること。農地保全は目標をもって取り組むこと。
4. 札幌市鳥獣被害防止計画は被害の実態に見合った体制と対策を確保すること。
5. 老朽化が進むすすきのゼロ番地ビルの今後のあり方について、市が積極的に関与して、問題の早期解決を図ること。
6. 定山溪まちづくりセンター横の敷地に整備する公共駐車場には、周遊を促す観光案内板を設置すること。また、今後は湯の町への駐車場整備を検討すること。
7. コロナ禍による自粛により売上が減少しても国の持続化給付金に該当しない小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者に対して本市独自の支援金を創設すること。また、持続化給付金 2 回目の再支給を国に強く要請すること。
8. 地域の商業者などの販売促進のため、各種支援事業予算は大幅に拡充すること。

(10) 環境局

1. 生ごみ堆肥化の取り組みを引き続き市民に周知し、購入費助成など支援を拡大すること
2. さわやか収集の利用対象を拡大するため、ゴミ出しが困難であることを客観的に判断するための基準を緩和すること。また制度の周知を図ること。
3. 指定ごみ袋の価格を引き下げる。介護支援、子育て支援での指定ごみ袋引換券の減免制度の対象世帯について実態を確認し、十分な配布とすること。また、生活保護、非課税世帯に対象を広げること。ゴミステーション管理機材購入費助成制度を拡充すること。
4. CO2 削減目標を確実に達成させるため、省エネの徹底と市有施設の新設・改築に合わせた再生可能エネルギーを最大限導入すること。地域の特性に合わせた小規模共同型の再生可能エネルギーを広げるための検討を行い具体的にすすめること。
5. みどりの保全を図るため、緑地拡大を促進させること。
6. ヒグマの侵入経路となっている河畔林の適正な伐採・管理など、ヒグマ対策を強化すること。熊対策調整担当の体制強化を図ること。ヒグマとの共生をめざした市街地への侵入抑制策として、侵入経路を遮断できる場所への電気柵を設置すること。ヒグマの市街地出没の未然防止と危機管理上、初期対応が重要であり、専門家の協力を得て市民の安全確保に努めること。

(11) 建設局

1. 生活道路整備を促進するための予算を増額すること。
2. 生活道路の除排雪では、パートナーシップ排雪制度の住民・町内会負担をゼロにするこ

と

3. 除雪事業者を確保するために、技能訓練や講習の機会を充分とり、免許取得の補助額、待機補償料率をさらに引き上げること。
4. 除雪車両の 1 人乗り化は、安全性の低下が否めないことから、普及拡大方針を見直すこと。除雪作業の補助員及び保安要員を配置できる予算措置を図ること。
5. 利用者の多い公園のトイレに、トイレトーパー、ベビーチェア、おむつ交換台を公園の更新時を待たずに設置すること。
6. オストメイトトイレは、公園の新築や更新にあわせて設置するとともに、利用度の高い公園にも計画的に増設すること。また、街区公園の整備の際にトイレをなくさないこと。
7. 子どもが公共交通機関で行ける場所、歩いていける身近な公園の一角にスケートボードができる場所を整備すること
8. 安全性を重視し、都心部の自転車走行帯を設置するとともに、都心部以外の地域についても検討すること。自転車の歩道走行が可能なエリアマップを作成すること。
9. JR や地下鉄駅周辺の自転車駐輪場の整備を進めること。
10. 経年劣化している点字ブロックの補修を早急に行うこと。
11. 森林整備に、自伐型林業の活用を進めること。また、補助制度は実態に合わせて拡充すること。

(12) 水道局

1. CO2 削減の観点から、さらに水力発電・小水力発電の導入をすすめること。
2. 配水管の耐震化率が 3 割と低いことから、医療機関や学校等、災害時重要施設に向かう配水管の耐震化整備を急ぐこと。また、配水幹線や配水枝線の更新期間を早めること。
3. マンション等の給水装置の特性と停電時でも使用可能な給水設備について、今後も様々な媒体を利用して広く市民に周知すること。また、マンションを新築する際には、停電時でも使用可能な給水設備とするよう促すこと。

(13) 下水道河川局

1. 集中豪雨・ゲリラ豪雨が増えていることを踏まえ、浸水対策を急ぎ、雨水貯留施設、雨水浸透設備を増やすこと。
2. 護岸の整備など洪水対策を強化すること。
3. CO2 削減策として下水道熱の普及促進を強化すること。

(14) 都市局

1. 市営住宅の応募率は依然と高く、管理総戸数を増やすこと。また、障がい者向け住戸を実態に合わせて増やすこと。外断熱改修を促進すること。
2. 市営住宅の収入が減った場合、1 か月でも減免できる家賃減免制度の周知を徹底し、制度を縮小しないこと。市営住宅に応募しても入れない市民への家賃補助を検討すること。

3. 市営住宅の高齢化に伴い団地内の除雪や草刈りの負担が増えていることから、除雪の助成制度の拡充と草刈りについても支援すること。
4. CO2 を削減するために、住宅エコ・リフォーム補助制度をさらに拡充すること。高断熱・高气密住宅の普及・促進を図ること。
5. マンション入居者の高齢化に対応し、マンションの管理実態を把握して共用部分のバリアフリー化に助成制度を設けること等、支援策を具体化すること。
6. 民間施設でのアスベストを含有する煙突用断熱の劣化状態を調査すること。民間建築物アスベスト対策については、レベル1～3全ての実態を把握し、アスベストが飛散しないよう除去等の対策を実施すること。該当する民間建築物所有者を直接訪問し、除去等の補助制度を周知して活用を促進すること。

(15) 交通局

地下鉄駅のパークアンドライド駐車場は、民間駐車場の活用を広げるなど増やすこと。料金の引き下げと時間貸しを増やすこと。

(16) 消防局

コロナ感染の危険と隣接する救急隊員、消防職員、消防学校への定期的なスクリーニング検査を実施すること。

(17) 教育委員会

1. ALTは直接雇用にすること。
2. 35人以下学級は国の計画より先行して実施すること。対象は小学校だけでなく中学校でも拡大すること。
3. 学校給食費は無償化について検討し、段階的に保護者負担の軽減を行うこと。
4. 就学援助の支給対象世帯と支給対象費目を拡大すること。学用品費等の支給時期に受給者が必要とする時に支給すること。
5. 小学校に専任の図書館司書を配置すること。
6. 教員の労働環境の改善と定数増を図ること。定数欠員については、正規職員の採用で解消すること。期限付教員が希望する場合、優先して正規採用を行うこと。
7. 住民合意が不十分なまま、機械的・画一的に学校統廃合や、学校施設・地域コミュニティ施設の再構築はおこなわないこと。
8. 給付型の特別奨学金や奨学金について、対象を増やすこと。
9. スクールカウンセラーの増員をはかること。小学校での配置時数や頻度を見直し拡充すること。
10. 学校施設改修予算を増額すること。教室へのエアコンの設置をすること。
11. 感染予防のための網戸やレバー式蛇口などの器具は全小中学校へ設置すること。
12. 義務教育児童生徒遠距離通学助成金をフリースクールに通う児童も対象とすること。高等学校等生徒通学交通費助成は基準額を見直し負担軽減を図り、助成対象を拡大す

ること。

13. フリースクールの授業料無償化と運営費支援のさらなる拡充を行うこと。
14. 特別支援教育支援員（学びのサポーター）は、必要な配置時間と人員を確保すること。
15. 札幌市立の高等支援学校をさらに設置し、市内の支援学校に通えるようにすること。
16. 「外国人、帰国児童生徒の教育支援事業」の拡充をはかること。指導協力者の待遇改善を行うこと。また、協力者の確保、研修などは市が責任を持って行なうこと。
17. 豊成及び北翔養護学校の医療的ケア体制の範囲を拡大し、看護師の増員や勤務形態の改善を行うこと。
18. スキーリサイクル事業は、回収協力校と協力店を増やすこと。また、リサイクルスキーの引き取り日・回収場所を増やすこと。
19. 1人1台タブレット端末は破損時の補償をはじめ、保護者負担としないこと。
20. 特別支援学級の教員を増員し、負担を軽減すること。
21. 学校女子トイレに無料で児童生徒が使用できる生理用品を設置すること。

(18) 選挙管理委員会

1. すべての市民が投票しやすいよう、投票所までの距離に配慮し、必要な地域に投票所を増設すること。
2. 計画的に期日前投票所を増設し、期間の延長をすすめること。また、移動式の期日前投票所を実施検討すること。
3. 郵便による不在者投票制度の対象者には、わかりやすく手続きを周知すること。

以 上